

東札幌かすたねっと保育園 重要事項説明書

1 施設運営主体

| | |
|-----------|---------------------|
| 名 称 | 有限会社かすたねっと |
| 所 在 地 | 札幌市東区北42条東15丁目1番23号 |
| 電 話 番 号 | 011-733-5303 |
| 代 表 者 氏 名 | 代表取締役 奥島 登志夫 |

2 利用施設

| 施 設 の 種 類 | 認可保育所 | | | | | | | | | | | |
|-------------|---|-------------|--|-----|---------|--|-----|---------|-------|-----|-------|----|
| 施 設 の 名 称 | 東札幌かすたねっと保育園 | | | | | | | | | | | |
| 施 設 の 所 在 地 | 札幌市白石区東札幌4条4丁目6番16号 | | | | | | | | | | | |
| 連 絡 先 | 電話番号 011-837-1525 ファックス 011-837-1526 | | | | | | | | | | | |
| 管 理 者 | 園長(施設長) 奥島 登志夫 | | | | | | | | | | | |
| 利 用 定 員 | (1) 利用定員 <table border="1" data-bbox="587 931 1217 1115"> <thead> <tr> <th colspan="2">子 ど も の 区 分</th> <th>定 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">2号認定子ども</td> <td>38人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3号認定子ども</td> <td>満1歳以上</td> <td>24人</td> </tr> <tr> <td>満1歳未満</td> <td>8人</td> </tr> </tbody> </table> (2) 地域の保育の需要等の状況から利用定員を超えて子どもを受入れる場合があります。 | 子 ど も の 区 分 | | 定 員 | 2号認定子ども | | 38人 | 3号認定子ども | 満1歳以上 | 24人 | 満1歳未満 | 8人 |
| 子 ど も の 区 分 | | 定 員 | | | | | | | | | | |
| 2号認定子ども | | 38人 | | | | | | | | | | |
| 3号認定子ども | 満1歳以上 | 24人 | | | | | | | | | | |
| | 満1歳未満 | 8人 | | | | | | | | | | |
| 認 可 年 月 日 | H26年 4月 1日 | | | | | | | | | | | |

3 施設の運営方針

【園ごとの特色のある運営方針を記載すること。】

また、運営にあたっては、札幌市児童福祉法施行条例、札幌市子ども・子育て支援法施行条例及びその他関係法令等を遵守するものとします。また、各種レッスンや、食育・木育・色育を実施することにより、子どもの健やかな健康と想像力・潜在能力を導き出す手法を取り入れています。

4 保育所の職員体制とクラス編成

(1) 職務内容と配置数（令和2年4月1日現在）

| 職種 | 職務内容 | 常勤 | 非常勤 |
|---|--|-----|-----|
| 園長 | 保育園の管理運営を統括します。また、苦情解決者として苦情の解決にあたります。 | 1人 | — |
| 主任保育士 | 保育内容について保育士を統括するほか、園長の補佐を行います。また、苦情の受付を行います。 | 1人 | |
| 保育士 | 保育計画に基づき保育を行います。また、家庭との連絡等の業務を行います。 | 14人 | 1人 |
| 看護師 | 子どもの健康管理を行います。 | 1人 | |
| 調理員 | 給食の調理等を行います。 | 2人 | 1人 |
| 事務職員 | 建物や備品の保安全管理や経理事務などを行います。 | 1人 | |
| 用務員 | 園舎の内外の清掃その他保育園の運営に必要な雑務を行います。 | | 1人 |
| 小児科医 | 定期的に子どもの内科検診を行います。 | | 嘱託 |
| 歯科医 | 定期的に子どもの歯科検診を行います。 | | 嘱託 |
| 備考 | | | |
| 1 札幌市児童福祉法施行条例に規定する基準を遵守した上で、保育の提供に必要と認められる職員として、上記職種の職員を配置します。また、必要に応じて、上記に掲げる職員以外のものを配置することがあります。 | | | |
| 2 職員は、子どもの人数に応じて必要な員数を配置します。 | | | |

(2) クラス編成と職員の配置状況（令和2年4月1日現在）

| 対象年齢 | クラス名 | 児童数 | 担当保育士数 | 備考 |
|---------------------------------------|-------|-----|--------|------------|
| 0歳児 | どんぐり組 | 9人 | 3人 | 0.1.2フリー2名 |
| 1歳児 | くるみ組 | 14人 | 3人 | |
| 2歳児 | あんず組 | 14人 | 3人 | |
| 3歳児 | こくわ組 | 14人 | 2人 | 3.4.5フリー1名 |
| 4歳児 | かりん組 | 14人 | 1人 | |
| 5歳児 | くり組 | 14人 | 1人 | |
| 備考 | | | | |
| 1 担当保育士数は、受け入れる子どもの人数により増減することがあります。 | | | | |
| 2 担当保育士のほか、状況に応じてフリー保育士が保育を補うことがあります。 | | | | |

5 保育を提供する時間及び日

当園では、保育を提供する時間及び日を次のとおり定めています。

(1) 保育時間

| 保育必要量の区分 | 対象時間 |
|----------|-----------------|
| 保育標準時間 | 7時から18時までの範囲内 |
| 保育短時間 | 8時半から16時半までの範囲内 |

(2) 時間外保育

| 保育必要量 | 対象時間 |
|--------|--|
| 保育標準時間 | 18時から19時までの範囲内 |
| 保育短時間 | (1) 7時から8時半までの範囲内 (2) 16時半から18時までの範囲内 |

(3) 保育を提供する日

月曜日から土曜日まで（国民の祝日に関する法律に定める休日及び12月29日から翌年1月3日までを除きます。）

ただし、保育園の判断により必要に応じて上記の日以外であっても保育をすることがあります。

(4) 家庭における保育のお願い

お盆の時期などご家庭における保育をお願いする場合があります。ただし、ご家庭での保育が困難な場合は、通常どおり保育の提供を行いますので、事前にご相談ください。

6 提供する保育等の内容

(1) 保育の内容

【園としての特色のある保育の方針の内容を記載すること。特に独自の保育方針や活動があれば記載することが望ましい。】

(2) 1日の流れ

| | 0歳 | 1歳 | 2歳 | 3歳 | 4歳 | 5歳 |
|-----|--|--|--|--|--|--|
| 7時 | 戸外・散歩・リズム運動・集団遊び・戸内ごっこ遊び・戸内各種運動遊び・戸内集団遊び | 戸外・散歩・リズム運動・集団遊び・戸内ごっこ遊び・戸内各種運動遊び・戸内集団遊び | 戸外・散歩・リズム運動・集団遊び・戸内ごっこ遊び・戸内各種運動遊び・戸内集団遊び | 戸外・散歩・リズム運動・集団遊び・戸内ごっこ遊び・戸内各種運動遊び・戸内集団遊び | 戸外・散歩・リズム運動・集団遊び・戸内ごっこ遊び・戸内各種運動遊び・戸内集団遊び | 戸外・散歩・リズム運動・集団遊び・戸内ごっこ遊び・戸内各種運動遊び・戸内集団遊び |
| 19時 | | | | | | |

(3) 年間行事

| 月 | 行事内容 |
|-------|----------------------------------|
| 4・5 | 新・進級式・こどもの日会・食育・交通安全教室・内科健診・色育 |
| 6・7 | 春遠足・クラス別懇談会・YOSAKOI・神輿渡御・親子遠足・木育 |
| 8・9 | 七夕会・夕涼み会・運動会・歯科健診・交通安全教室 |
| 10・11 | 保護者参観日・内科健診・食育・木育・ハロウィン・ |
| 12・1 | 発表会・クリスマス会・お餅つき・ビデオシアター・年長懇談会 |
| 2・3 | 節分会・ひな祭り会・お別れ会・卒園式・保護者懇談会・色育 |

(4) 給食について

- ア 昼食（主食+副食給食）と間食（午前3歳未満・午後各1回）を提供します。
- イ 使用する食材の中で、アレルギー等のため食べられないものがありましたら、事前にご相談ください。食材の除去など可能な限り対応いたします。
（例）卵・牛乳・小麦粉 など

(4) 便宜の提供

当園は、次に掲げる便宜の提供を行います。

- ア 主食の提供（3・4・5歳児クラス）
- イ 時間外保育
- ウ その他の便宜

7 保育料等について

(1) 保育料について

毎月の保育料につきましては、教育・保育給付認定を行った市町村へお支払いください。札幌市の場合、保育料額や具体的な支払方法等については、お住まいの区の区役所の健康・子ども課へお問い合わせください。

(2) 実費徴収について

次に掲げる費用は、保育料に含まれませんので、別途お支払いいただきます。

ただし、3歳児クラス以上の子どものうち、副食費については、教育・保育給付認定を行った市町村が免除の決定を行った子どもを除きます。

また、これらのほかにも保育の提供にあたり必要な費用をお支払いいただくことがあります。

この場合、あらかじめ費用を負担いただく目的や理由について、適宜書面でご案内いたしますのでご了承ください。

ア 便宜に係る費用

| 種類 | 理由 | 金額 | 支払時期 |
|----------|---|----------|--------------------|
| 主食費 | 食事の提供に要する費用のうち主食にかかる費用であり、3歳児以上は委託費に含まれないため | 1,500円/月 | 毎月15日～末日迄 (当月分) |
| 副食費 | 食事の提供に要する費用のうち副食にかかる費用であり、3歳児以上は委託費に含まれないため | 4,500円/月 | 毎月15日～末日迄 (当月分) |
| 傷害保険料 | 園内での負傷した際に給付を受けるため (スポーツ振興センター) 任意 | 270円/年 | 4月末日迄 |
| 口拭き用ウェット | 80枚入りウェットティッシュ(ノンアルコール) × 12ヶ月 | 1,400円/年 | 4月末日迄 |

イ 時間外保育にかかる保育料

【コアタイムの設定状況に応じて、次のいずれかの表を記載してください。】

※パターン1：コアタイムの設定が8時～16時の場合

| 項目 | 7時から 8時まで | 16時半から18時まで | | 18時から 19時まで |
|--|--------------|-------------|-------|----------------|
| | | 1時間以内 | 1時間超え | |
| 保育標準時間 | — | — | — | —円 |
| 保育短時間 | —円 | —円 | —円 | |
| 備考 | | | | |
| 1 生活保護世帯、中国残留邦人等の支援給付世帯、里親世帯及び住民税非課税世帯については、上記金額の2分の1の額を減免します。 | | | | |
| 2 【支払時期について記載すること】(例) 毎月5日に前月分の料金を徴収します。 | | | | |

※パターン2：コアタイムの設定が8時30分～16時30分の場合

| 項目 | 7時から8時30分まで 16時30分から18時まで | | 18時から19時まで |
|--|------------------------------|-------|------------|
| | 1時間以内 | 1時間超え | |
| 保育標準時間 | — | — | 200円 |
| 保育短時間 | 100円 | 150円 | |
| 備考 | | | |
| 1 生活保護世帯、中国残留邦人等の支援給付世帯、里親世帯及び住民税非課税世帯については、上記金額の2分の1の額を減免します。 | | | |
| 2 【支払時期について記載すること】(例) 毎月5日に前月分の料金を徴収します。 | | | |

※パターン3：コアタイムの設定が9時から17時の場合

| 項目 | 7時から9時まで | | 17時から 18時まで | 18時から 19時まで |
|--|----------|-------|----------------|----------------|
| | 1時間まで | 1時間超え | | |
| 保育標準時間 | — | — | — | 200円 |
| 保育短時間 | 100円 | 200円 | 100円 | |
| 備考 | | | | |
| 1 生活保護世帯、中国残留邦人等の支援給付世帯、里親世帯及び住民税非課税世帯については、上記金額の2分の1の額を減免します。 | | | | |
| 2 【支払時期について記載すること】 毎月10日に前月分の料金を徴収します。 | | | | |

8 利用の終了に関する事項

(1) 保育の提供の終了

当園は、利用する子ども又はその保護者が、次に掲げる状況に該当するときは、保育の提供を終了します。

- ア 小学校に就学したとき。
- イ 2号認定子ども又は3号認定子どもでなくなったとき。
- ウ 子どもの居住地市町村と協議のうえ保育の提供の継続が適切と認められないとき。
- エ 保護者から退園の申出又は転園をしたとき。

(2) 退園又は転園の手続き

保護者は、当園を退園又は転園しようとするときは、原則として退園又は転園をする月の1カ月前までに、園長に対し退所届を提出するものとします。

9 緊急時の対応について

(1) 保育中に容体の変化等があったとき

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。保育中に容体の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、嘱託医又は主治医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。

ア 内科、小児科

| | |
|---------|-------------------|
| 医療機関の名称 | 川端医院 |
| 医 院 長 名 | 續木 徳子 |
| 所 在 地 | 札幌市白石区東札幌5条4丁目3-2 |
| 電 話 番 号 | 011-832-2702 |

イ 歯科医

| | |
|---------|--------------------|
| 医療機関の名称 | ひがしさっぽろ歯科クリニック |
| 医 院 長 名 | 岩寺 匠介 |
| 所 在 地 | 札幌市白石区東札幌3条4丁目5-30 |
| 電 話 番 号 | 011-876-8118 |

(2) 災害時の対応について

ア 避難場所

当園における災害時の避難場所は次のとおりです。

| 第1避難場所 | | 第2避難場所 | |
|--------|------------|--------|--------|
| 名称 | 日章中学校グラウンド | 名称 | きよみず公園 |
| 園からの距離 | 20m | 園からの距離 | 100m |
| 所要時間 | 1分 | 所要時間 | 5分 |

イ 引き渡しについて

災害等の発生後の子どもの引き渡しは、原則として当園で行うものとします。ただし、災害の状況に応じて現地で引き渡す場合があります。

なお、交通機関等に混乱が生じて、保護者が帰宅困難になることが予想される場合は、やむを得ず子どもを宿泊させる場合があります。

(3) 保護者と連絡がとれないとき

緊急時であって、保護者と連絡が取れない場合は、子どもの身体の安全を最優先させ、当園が責任を持って、しかるべき対応を行いますので、あらかじめご了承ください。

10 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

| | | | |
|-----------|--|------|---------------|
| 当園ご利用相談窓口 | ・解決責任者 奥島 登志夫 ・受付担当者 河野 詩織 ・ご利用時間 当園開園日、開所時間内 ・電話番号 011-837-1525 ・FAX 011-837-1526 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。 | | |
| 第三者委員 | 鴻池 佳秀 | 電話番号 | 090-1307-6705 |
| | 小幡 美智子 | 電話番号 | 011-822-7803 |

※当園では、上記のほか園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

11 非常災害対策

当園は、非常災害に備え、次の取組を行います。

| | | | | |
|---------|--|---|----------|---|
| 防災設備の設置 | ・自動火災報知機 | 有 | ・誘導灯 | 有 |
| | ・ガス漏れ報知機 | 有 | ・非常警報装置 | 有 |
| | ・非常用電源 | 有 | ・スプリンクラー | 有 |
| | ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有 ・震災に備えての備蓄 (食糧(3日分)、飲料水3日分、拡声器、携帯ラジオ等) | | | |
| 避難・消火訓練 | 条例の規定に基づき、避難訓練及び消火訓練を毎月実施します。 | | | |

12 虐待の防止

当園では、子どもの人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとします。

13 守秘義務及び個人情報の取扱いについて

個人情報は、当園が定める個人情報取扱規程に基づき取扱います。また、次に掲げる場合には、法令に基づき第三者に対し個人情報の提供をすること又は使用することがあります。

(1) 個人情報の提供

ア 保育所児童保育要録を送付するとき

小学校就学の際には、子どもの育ちを支えるための資料(保育所児童保育要録)を法令に基づき入学予定の小学校へ送付することとされており、保育に関する記録等について入学予定の小学校へ情報提供を行います。

イ 緊急を要するとき

緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うことがあります。

ウ 保育の提供にあたり市町村に対し報告が必要なとき

保育の提供するにあたり知り得た個人情報のうち、法令等に基づき教育・保育給付認定を行った市町村に対し報告等が必要なときは、情報提供を行います。

(2) 個人情報の使用

ア 保育料の金額等の情報

時間外保育料の減免などのため、教育・保育給付認定を行った市町村が認定した世帯情報

(保育料、住民税の課税状況、生活保護の受給の有無、中国残留邦人等の支援給付の有無、里親の情報など)を必要な範囲に限り使用します。

イ 子ども及び子どもの世帯の情報

提出された資料の子ども及び世帯の情報は、保育の提供に必要な範囲に限り使用します。

14 当園におけるその他の留意事項

| | |
|--------------------|--|
| 欠席する場合又は登園時間が遅れる場合 | 当日に欠席の連絡をする場合又は登園が遅れる場合は、午前 9 時までにご連絡ください。 |
| お迎えが遅れる場合 | 保育時間以外の時間の保育は、時間外保育になりますので、お迎えが遅れる場合は、あらかじめご連絡ください。 |
| 感染症について | 【入園のしおり記載】 |
| 投薬について | 【入園のしおり記載】 |
| 喫煙 | 当園の敷地内はすべて禁煙です。 |
| 宗教活動・政治活動、営利活動 | 利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。 |
| 不正受給について | 次に掲げる事項に該当しているにもかかわらず、教育・保育給付認定を行った市町村へ届出ずに、当園から不正に保育の提供を受けたことが判明したときは、当該市町村に対し報告を行います。 (1) 保護者の一方又はいずれもが保育の必要性の事由に該当しなくなったとき。 (2) 就労状況等の変化により保育必要量の区分を短時間保育への変更認定が必要であるとき。 (3) その他世帯の状況の変化により教育・保育給付認定の変更認定が必要であるとき。 |